

制定	15. 4. 1	改正	23. 4. 1
改正	19. 4. 1	〃	24. 4. 1
〃	20. 4. 1	〃	26. 4. 1
〃	21. 4. 1	〃	27. 4. 1
〃	22. 4. 1	〃	29. 4. 1
〃	23. 3. 1	〃	30. 4. 1

## 福島学院大学福祉学部履修規程

### 第1章 目 的

(目 的)

第1条 この規程は学則第41条の規定に基づき、福祉学部福祉心理学科およびこども学科における履修について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 履修および成績評価、単位認定等

(履修届)

第2条 学生は学則第32条に定めるところに従い、学期ごとに履修する科目を選定し、教務課の指定する日までに履修届を提出するものとする。

2 福祉心理学科においては、心理系科目、福祉系科目を各30単位以上修得するよう履修科目を選定するものとする。

(履修者の制限)

第3条 選択科目に関し、担当教員は学科長の承認を得て、受講定員を定め、もしくは履修者を制限することができる。

2 履修者の決定は、その趣旨による公正な方法によって担当教員が決定するところによる。

(履修科目の変更)

第4条 届け出た履修科目(学外実習科目を除く)の変更は、1回目の授業が開始された日から2週間以内であれば履修変更届を教務課へ提出し、他の科目への変更を行うことができる。

(履修科目の放棄)

第5条 届け出た履修科目を学生が放棄する場合は、所定の放棄届を教務課へ提出するものとする。

2 履修の放棄は、当該授業を開始した日から2週間以内に届け出るものとし、その後は認めないものとする。ただし、学外実習の科目は実習実施期間の2週間以前に届け出るものとする。

(出欠確認および遅刻・早退の取扱い)

第6条 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分以内の遅刻・早退は3回で1回の欠席

とする。

公共交通機関の遅延等による場合はその旨担当教員に申告し、教員が正当と認めれば、欠席扱いもしくは減点としない。

- 2 授業時の出席確認の際に不正行為（代返等）もしくはこれに準ずる行為が認められた場合には当該不正者の成績から1回につき1点を減点する。
- 3 授業科目について、必要な時数として定められた時数の3分の1を超える時数を欠席した場合、当該科目にかかる成績評価は行わず、「欠格」とする。
- 4 学外で行う演習、実習科目の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該実習機関の定めるところによるものとする。
- 5 学外実習科目および実習指導科目についての必要出席時数は本規程第11条第1項第1号の定めによるものとする。

（成績審査の方法）

第7条 学則第39条第1項第2号に定める本学の行う成績審査の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問等（以下試験等という）担当教員の定めるところによって行う。

（試験等の期間）

第8条 試験等は担当教員の授業期間中に適宜に行うほか、学期途中および学期末に試験期間もしくは試験日を設けて行う。

（不正行為）

第9条 試験等において試験規程第3条に定める不正行為があったと認められた学生は当該試験科目の成績を零点とする。

- 2 試験等（出席確認を含む）において二度以上の不正行為があったと認められた学生は、学則第52条（懲戒）の規定に基づき教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

ただし、試験規程第3条第1項第5号に定める「本人に替わって受験を行った者およびそれを行わせた者」については一度であっても懲戒の対象とする。

（成績評価）

第10条 学生の成績の評価は学則第39条（成績評価および単位認定）に定めるところによる。

- 2 成績評価は試験等の総合評価とする。
- 3 D、Fの評価および欠格は成績通知書に記載するが証明書には記載しない。

（単位認定時数の特例）

第11条 学則第39条第1項第2号に定める学外実習および実習指導科目等別に定める科目の必要な出席時数は次のとおりとする。

1. 学外実習科目の事前・事後指導については5分の4以上。
2. 学外実習については所定の全日数。ただし、実習中、病気、忌引等やむを得ない事情により欠席した場合で、実習期間の延長が可能な場合は当該欠席日数分を延長して補充することができる。

3. 海外実習または演習を行う場合は、当該実習または演習における所定の全プログラム。ただし、体調不良もしくは病気・怪我等で所定のプログラム(オプションプログラムを除く。)に参加できなかった場合は、1プログラムごとに5点の減点として成績の評価を行う。

(編入学、転入学、再入学者の単位認定)

第 12 条 本学に編入学、転入学、再入学した者が本学入学前に修得した授業科目および単位について、入学時に本学で履修したと認めた場合は、本学の教育課程を履修したものとして認定する。

- 2 前項の入学時に本学で履修したと認めた授業科目およびその単位数は学籍簿には「認定」と記載し、学則第39条の2に定める成績評定平均点算出の基礎としない。

(追試験)

第 13 条 学生が次の事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかにその旨を教務課に連絡し、その事由を証明する書類を添付し、追試験願を事前もしくは事後1週間以内に提出して追試験を受けることができる。

1. 病気(医師の診断書)
  2. 事故・災害(事故証明書、災害証明書)
  3. 公共交通機関の遅延・運休(交通機関の遅延・運休証明書)
  4. 忌引(2親等までに限る。保護者または家族の証明書)
  5. 自宅または居所の緊急事態(保護者又は家族の証明書)
  6. 就職試験等(受験先又はキャリア支援室長の証明書)
  7. 結婚(本人又は2親等までに限る。保護者又は家族の証明書)
  8. 本人の不注意と認められる場合。ただし、年度内に3科目以内に限る。この場合、80点を満点とし、1科目につき追試験料5千円を徴収する。
- 2 定期試験開始後30分以内に学生が急病のため、受験を継続することが困難な状況に至った場合は、試験監督員に申し出てその許可を得、さらに教務課長(不在時は課員)にその状況を説明し確認を受け、1週間以内に試験監督員ならびに教務課長の退出事由に関する証明書および原則として医師の診断書を添付のうえ教務課に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。
  - 3 国民体育大会や海外遠征試合等の選手として、関係機関より参加要請があり、教授会の議を経て学長が参加を許可した場合は、教務課に追試験願を提出し追試験を受験することができる。

(再試験)

第 14 条 卒業学年に在籍し、第15条に定める再履修を行う者について、卒業年度内の再履修が困難であり、卒業もしくは国家試験受験資格、認定資格等取得に必須の科目が2科目以内である場合は、再試験願を教務課に提出して、試験等の再試験を受けることができる。

ただし、次の場合は再試験を受験することができない。

1. 試験等(当該科目以外を含む)において不正行為があったと認められる者
  2. 当該科目の出席が不足し、欠格となった者
  3. 当該科目の受講態度が芳しくないとは担当教員が判断した者
  4. 再試験を受けても当該科目の総合評価で合格することが困難であると担当教員が判断した者
  5. Fの評価を得た科目
- 2 再試験において合格した者の点数は70点を上限とする。
  - 3 再試験料として1科目につき5千円を徴収する。

(再履修)

第 15 条 成績評価の結果不合格と判定された者、履修を放棄した者、欠格となった者は、再履修願を教務課に提出し、担当教員と協議して教務課の指定するところの方法および期間により再履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、単位の認定を受けた場合でも成績評価C判定の科目については、再履修願を教務課に提出して再履修することができる。

(他学科および短期大学部での科目履修)

第 16 条 学生が他の学科もしくは併設の短期大学部で授業科目を履修することを希望する場合は、所定の履修願を提出し履修することができる。

この場合の履修単位は学則第34条に定める履修単位の上限に含むものとする。

(他大学等での科目履修)

第 17 条 学生が、他大学等の授業科目の履修を希望する場合は、学則第54条の定めるところにより、特別聴講学生として履修することができる。

- 2 前項の授業科目を履修する場合は、特別聴講願を提出し本学および履修科目開講大学等の許可を受けるものとする。

なお、本学と協定を締結する大学等の履修料は無料となる。

### 第 3 章 福祉心理学科国家試験受験資格等取得課程の履修

(コースの設置および履修定員)

第 18 条 福祉心理学科に社会福祉・精神保健福祉コースをおく。

- 2 前項に規定するコースの履修定員は70名とする。

(社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格取得)

第 19 条 前条に定めるコースにおいて、社会福祉士国家試験の受験資格取得を希望する者は別表第1、精神保健福祉士国家試験の受験資格取得を希望する者は別表第2、また両方の受験資格取得を希望する者は別表第3に定める指定科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。

(卒業後の公認心理師国家試験受験資格取得)

第 20 条 卒業後、実務経験を経て、または大学院進学により公認心理師の国家試験受験資格の取得を希望する者は別表第4に定める必要な科目を履修するものとする。

2 前項により必要な科目を履修する者が、前条に定める社会福祉士国家試験受験資格および精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する場合は、いずれか一方の国家試験受験資格の取得のみ認めるものとする。

(認定心理士資格)

第 21 条 日本心理学会認定の認定心理師資格取得を希望する者は別表第5に定める指定科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 前項により指定科目を履修し、必要な単位を修得した場合は、本人が所定の審査料をそえて日本心理学会に申請することにより、認定資格を取得することができる。

(資格等取得に必要な学外実習の履修制限)

第 22 条 福祉心理学科における社会福祉士国家試験受験資格にかかる相談援助実習、および精神保健福祉士国家試験受験資格にかかる精神保健福祉援助実習については、次のいずれかに該当する者は当該実習科目の履修をすることができない。

1. 当該科目を履修する前年度末の時点でG P A 70点未満の者
2. 当該科目履修前に履修する必要がある学科所定の科目の単位が未修得の者で、学科会議の審議の結果、実習の履修を制限された者

2 第20条における公認心理師国家試験受験資格取得のために必要な科目のうち、心理演習、および心理実習の履修者の上限を30名とする。

なお、心理実習については、次のいずれかに該当する者は当該科目を履修することができない。

1. 当該科目を履修する前年度末の時点でG P A 70点未満の者
2. 当該科目履修前に履修する必要がある26科目のうち1科目以上の単位が未修得の者で、学科会議の審議の結果、履修を制限された者

(履修制限の解除)

第 23 条 福祉心理学科において前条の規定により履修制限を受けた者が、その後の学期末において履修制限要件が解除され、学科会議で適格と判断された場合、次学期から当該実習科目を履修することができる。

(希望留年)

第 24 条 学則第49条第1項の卒業要件を満たした者であっても、国家試験受験資格取得のため留年を希望する場合は、教授会の議を経て学長が留年することを認めることがある。

## 第4章 こども学科免許状・資格取得課程の履修

(幼稚園教諭一種免許状および保育士資格取得の課程)

第25条 こども学科に学則第24条の3第4項の規定に基づく科目を履修するために幼稚園教諭一種免許状取得の課程、および同条第5項の規定に基づく科目を履修するための保育士資格取得の課程を置く。

- 2 前項に定める課程において、幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する者は別表第6、保育士の資格取得を希望する者は別表第7、両方の免許・資格取得を希望する者は別表第8に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 3 第1項に定める課程を履修して卒業し、幼稚園教諭一種免許状および保育士資格を取得した者は、幼保連携型認定こども園において保育教諭と称することができる。

(実習の履修制限)

第26条 前条に定める課程の授業科目の履修にかかり、次の実習科目について条件を満たさない場合は、学期の始めに履修手続が完了し、施設見学実習、実習オリエンテーション等で既に履修の開始がなされていた場合においても履修を制限し、または単位の認定を行わないことがある。

1. 認定こども園基本実習(福島学院大学認定こども園での実習)
  - イ 1年次までの履修科目のGPAが70点未満の者
  - ロ 「認定こども園基本実習」前の課題未提出の者
2. 幼稚園教育実習
  - イ 「認定こども園基本実習」が不合格の者
  - ロ 事前・事後指導において5分の4以上出席しない者で、こども学科会議の審議の結果、不適格と判断された者
  - ハ 3年次までの履修科目のGPAが70点未満の者
  - ニ 「幼稚園教育実習」を行う時点で、3年次までの教職免許取得に必須の科目の単位を取得していない者で、こども学科会議の審議の結果、実習不可と判断された者
  - ホ 「幼稚園教育実習」を行う時点で、専門教育科目「音楽」の単位、および「ピアノ演習」または「器楽演習」のいずれかの単位を取得していない者
  - ヘ 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者
3. 保育実習 I
  - イ 「認定こども園基本実習」が不合格の者
  - ロ 「保育実習指導 I」において5分の4以上出席しない者で、こども学科会議の審議の結果、不適格と判断された者

- ハ 2年次までの履修科目のG P Aが70点未満の者
- ニ 「保育実習Ⅰ」を行う時点で、保育士養成課程「必修科目」の単位を取得していない者で、こども学科会議の審議の結果、実習不可と判断された者
- ホ 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者

#### 4. 保育実習Ⅱ, Ⅲ

- イ 「保育実習Ⅰ」における保育所実習、もしくは施設実習が不合格の者
- ロ 3年次までの履修科目のG P Aが70点未満の者
- ハ 「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」において5分の4以上出席しない者で、こども学科会議の審議の結果、不適格と判断された者
- ニ 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者

#### 5. 学童保育実習

- イ 「学童保育」の授業を履修していない者
- ロ 「教育内容指導法国語」および「教育内容指導法算数」を履修していない者
- ハ 「教育内容指導法音楽」「教育内容指導法図画工作」「教育内容指導法体育」のうち2科目以上を履修していない者。(ただし、学童保育実習を夏季休業中に実施した場合は、事後履修することを義務付ける。)
- ニ 3年次までのG P Aが70点未満の者

(履修制限の解除)

第27条 こども学科において前条第1項第1号、第2号、第3号、第4号および第5号の規定により履修制限をうけた者が、次に該当する場合は、当該実習科目の履修制限を解除することができる

1. 前条第1項第1号の不適格要件が、第2年次前期までにすべて解除されたとき
  2. 前条第1項第2号の不適格要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき
  3. 前条第1項第3号の不適格要件が、第3年次前期までにすべて解除されたとき
  4. 前条第1項第4号の不適格要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき
  5. 前条第1項第5号の不適格要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき
- 2 前項の規定により履修制限が解除された場合の「幼稚園教育実習」「保育実習Ⅰ」の実施については次のとおりとする。
1. 前条第1項第2号の履修制限が解除された場合、「幼稚園教育実習」は第4

年次後期に実習期間を分割して適宜行うものとする。（原則として授業実施期間中を除く）

2. 前条第1項第3号の履修制限が解除された場合、「保育実習Ⅰ」は第3年次後期に適宜行うものとする。（原則として授業実施期間中を除く）

（同年度内の再実習制限）

第28条 こども学科における認定こども園基本実習、教育実習にかかる幼稚園教育実習、保育実習Ⅰにかかる保育所実習および施設実習、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、学童保育実習については各々1実習とし、次のいずれかに該当する場合、原則として当該年度内の再実習は認めない。

1. こども学科会議において、次に掲げる要件を審議の結果、不適格と判断された者
  - イ 教育実習にかかる事前事後指導、保育実習指導Ⅰ、保育実習指導ⅡまたはⅢにおける出席状況
  - ロ 学習への意欲
  - ハ 学業成績等
2. 実習の評価で2実習以上の不合格があるもの、または1実習について50点未満の評価がある者
3. 実習先の評価に関し、学生もしくは家族等が直接実習先に照会を行ったとき

## 第5章 補 則

（改廃）

第29条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が決定する。

附則

1. この規程は平成30年4月1日から施行する。

ただし、第22条第2項（公認心理師国家試験受験資格取得に必要な学外実習の履修制限）については平成29年度以前の入学生には適用せず、平成30年度入学生から適用する。
2. 第20条第1項（公認心理師国家試験受験資格取得に必要な科目）について、平成29年度以前に入学した者は、公認心理師法附則第2条第1項第3号及び第4号による特例措置を適用し、別に定める履修細則によるものとする。
3. この規程の主管は教務課とする。